

防災活動の呼びかけ	1～3面
救急車は正しく利用	4面
駅自由通路宣伝スペースの活用を	5面
15万人のひろば	8～9面
おしらせ・9月の相談日	12～13面
9月の休日当番医	16面

9月1日は
防災の日

万一の災害時は

まずは地域の力で初期活動を

～要援護者への支援は市民の皆さんのご協力で～

9月1日は「防災の日」です。大正12（1923）年に発生した関東大震災の教訓を伝え、災害に備えようと制定されました。市では、昨年「地域防災計画」を修正し避難場所を見直すとともに、「災害時要援護者支援計画」を策定し、高齢者や障害者の避難支援にも取り組んでいます。また、交通や通信施設が断絶するような災害時には、地域の皆さんの初期活動が極めて重要になるため、自治会を単位に結成する自主防災組織を支援しています。

力し、助け合って、被害の拡大を防ぎ、災害復旧に取り組み地域の自主防災活動が大切です。

市では、平成7年から、地域ぐるみで防災活動を行う「自主防災組織」を自治会単位で結成するようお願いしています。

8月1日現在、活動している自主防災組織は、昨年同時期から20組織、約千500世帯が増え14組織、約2万1千世帯です。

しかし、市内全体の割合では、まだ、35・8パーセントの組織率でしかありません。災害発生時には、地域での初期活動は、被害を最小限に抑えるためにも有効ですので、自主防災組織の結成をお願いします。

自主防災活動で被害を最小限に

個人や家族の力にも限界がありますので、地域の皆さんが協

災害時は地域で

高齢者や障害者を支援

16年の新潟・福島豪雨や近畿地



地域の助け合いが要援護者の支援に

方を中心に襲った台風23号などで、水害により一人暮らしの高齢者の犠牲となるなど、痛ましい事故がありました。そこで、市では、18年3月に国が「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」で、具体的に支援計画の策定方針を示したところから、災害が発生した時に、避難情報を手に入れたり、実際に一人では避難することが難しい高齢者や障害者など、手助けが必要な方（要援護者）の避難支援対策として、19年7月に「災害時要援護者支援計画」を策定しました。

要援護者支援計画の策定にあたっては、市の福祉部門が保有する要援護者の情報が必要とな

（2面につづく）

市では、大きな災害に見舞われた場合に、地域内の関係各機関が連携し市民の生命と財産を災害から守るため「野田市地域防災計画」を定めています。

さらに、200年に一度の確率で起こる大雨で堤防が壊れた場合の洪水を想定し、浸水する可能性のある範囲を地図に示した「洪水ハザードマップ（洪水避難地図）」の作成を平成18年度に進める中で、避難場所の見直しが必要であることが分かりました。そこで、浸水時には利用でき

ない19施設を風水害時の指定から外し、新たに風水害や地震にも対応する8施設を追加するなど、地域防災計画を19年5月に修正しました。

しかし、災害が発生し、被害が広範囲に及んだ場合は、すべての現場に警察や消防が駆けつけるのは難しいと考えられます。